

唐津地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 唐津地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」とい

う。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）第3条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び生活交通確保維持改善計画の作成及び実施に係る協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要な運送手段の確保・維持・改善その他公共交通の利便の増進及び課題解決を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置するものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の協議を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な旅客自動車運送事業の態様に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共交通に関して必要な事項に関すること。

(協議会の構成)

第3条 委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 唐津市長が指名する職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 住民又は利用者

- (4) 関係する公共交通事業者、団体、道路管理者その他連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営上必要と認められる者
- (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、唐津市副市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。

4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。

5 会議は、原則として公開する。ただし、個人情報の取扱いにつ

いては、十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。また、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

6 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を求めることができる。

7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。

8 会議は、書面によって開催し、書面によって表決することができるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項のうち、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第8条 協議会は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第3条に定める委員のうちから会長が選任した者

(2) 前号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めた者

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

4 幹事会は、幹事会において協議した事項に関して協議会に報告する。

(協議結果の取扱い)

第 9 条 協議会において協議が整った事項については、協議会の委員は、その結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第 10 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、唐津市役所内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 11 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第 13 条 協議会に監査委員を 2 名置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監査委員に提出し、その監査を受けなければならない。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 15 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必

要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 3 月 3 日から施行する。
- 2 第 6 条第 1 項の規定に関わらず、第 1 回協議会は、唐津市長が招集する。
- 3 第 10 条の規定に関わらず、協議会が設立された初年度の事業年度については、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(改正後の施行期日)

- 1 改正後の要綱は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。
- (改正後の委員の任期)
- 2 改正前から引き続き委嘱又は任命する委員の任期は、改正前からの残存期間とする。

附 則

(改正後の施行期日)

改正後の要綱は、平成 29 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

(改正後の施行期日)

改正後の要綱は、令和 2 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

(改正後の施行期日)

改正後の要綱は、令和 6 年 9 月 15 日から施行する。